

# 令和2年 第5回 安芸太田町議会臨時会会議録

令和2年5月12日

招集年月日	令和 2 年 5 月 12 日					
招集の場所	安芸太田町議会議事堂					
開閉会日 及び宣告	開 会	令和2年5月12日午前10時15分			議 長	矢立 孝彦
	閉 会	令和2年5月12日午前10時43分			議 長	矢立 孝彦
応(不応)招議員 及び出席並びに 欠席議員 凡例 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △公 公務欠席	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別	議 席 番 号	氏 名	出席等 の 別
	1	大 江 厚 子	○	7	佐々木 道則	○
	2	田 島 清	○	8	角 田 伸 一	○
	3	平 岡 昭 洋	○	9	佐々木美知夫	○
	4	富 永 豊	○	10	吉 見 茂	○
	5	末 田 健 治	○	11	中 本 正 廣	○
	6	津 田 宏	○	12	矢 立 孝 彦	○
会議録署名議員	9番	佐々木美知夫		10番	吉 見 茂	
職務のため議場に 出席した者の職氏名	事務局長	河 野 茂		書 記	小 田 和 子	
地方自治法第121 条により説明のた め出席した者の職 氏名	町長職務代理者 副 町 長	小 島 俊 二		教 育 長	二 見 吉 康	
	総 務 課 長	長 尾 航 治		福 祉 課 長 兼 健康づくり課長	伊 賀 真 一	
	総 務 課 主 幹	三 井 剛		—	—	
	会 計 管 理 者 (会 計 課 長)	栗 栖 香 織		—	—	
	加 計 支 所 長 兼加計支所住民生活課長	児 玉 齊		—	—	
	筒 賀 支 所 長 兼筒賀支所住民生活課長	梅 田 幹 二		—	—	
	企 画 課 長	二 見 重 幸		—	—	
	住 民 生 活 課 長	上 手 佳 也		—	—	
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 会議に付した事件

令和2年5月12日

	諸般の報告
	会議録署名議員の指名
	会期の決定
承認第4号	専決処分の承認を求めることについて（安芸太田町国民健康保険条例の一部改正について）
承認第5号	専決処分の承認を求めることについて（安芸太田町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について）
議案第40号	令和2年度安芸太田町一般会計補正予算（第2号）
議案第41号	令和2年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年第5回 安芸太田町議会臨時会

議 事 日 程 (第1号)

令和2年5月12日

日程	議案等番号	件 名
第1		諸般の報告
第2		会議録署名議員の指名
第3		会期の決定
第4	承認第4号	専決処分の承認を求めることについて（安芸太田町国民健康保険条例の一部改正について）
第5	承認第5号	専決処分の承認を求めることについて（安芸太田町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について）
第6	議案第40号	令和2年度安芸太田町一般会計補正予算（第2号）
第7	議案第41号	令和2年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和2年第5回臨時会  
(令和2年5月12日)  
(開会 午前10時15分)

○矢立孝彦議長

ただいまの出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、これから令和2年第5回安芸太田町議会臨時会を開会します。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりです。

---

日程第1. 諸般の報告

○矢立孝彦議長

日程第1、諸般の報告を行います。本日町長職務代理者から、お手元に配付のとおり議案が送付されています。地方自治法第121条の規定により、本臨時会に説明のため出席を要求した者は、町長職務代理者、教育長です。なお、同条の規定によって町長職務代理者から説明員を委任したことについて、お手元に配付した写しのとおり通知がありました。監査委員から3月末日現在における出納検査の結果報告が提出されています。報告書は議会事務局に保管していますのでご覧ください。以上で諸般の報告を終わります。

---

日程第2. 会議録署名議員の指名

○矢立孝彦議長

日程第2、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、9番佐々木美知夫議員及び10番吉見茂議員を指名します。

---

日程第3. 会期の決定について

○矢立孝彦議長

日程第3、会期の決定について議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は本日5月12日の1日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。したがって会期は1日間に決定しました。

---

日程第4. 承認第4号

日程第5. 承認第5号

○矢立孝彦議長

日程第4、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて(安芸太田町国民健康保険条例の一部改正について)及び日程第5、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて(安芸太田町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について)の2件を一括して議題とします。提出者から提案理由の説明を求めます。町長職務代理者副町長小島副町長。

○町長職務代理者小島俊二副町長

承認第4号、専決処分の承認を求めることについて(安芸太田町国民健康保険条例の一部改正について)。今回の専決処分につきましては新型コロナウイルス感染拡大への対策として、本町の国民健康保険被保険者に対して傷病手当金の支給を行うため、健康保険条例の一部を改正する必要が生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する間がないということで、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものです。

続きまして承認第5号、専決処分の承認を求めることについて（安芸太田町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について）。新型コロナウイルス感染拡大の対策として、広島県後期高齢者医療広域連合において傷病手当金の支給を行うこととされたことに伴い、安芸太田町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する必要が生じましたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により、議会に報告し、承認を求めるものでございます。改正内容については担当課長のほうから説明します。

○矢立孝彦議長

住民生活課上手課長。

○上手佳也住民生活課長

まず承認第4号についてご説明をさせていただきます。承認第4号、専決処分の承認を求めることについて地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告をし、承認を求めるものでございます。議案のほう1枚めくっていただきたいと思っております。専決処分を行いましたのは、安芸太田町国民健康保険条例の一部改正についてでございます。この内容につきましては、国民健康保険の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染するなどの理由により、休業する場合におきまして、その間の生活保障として傷病手当金を支給するために改正を行ったものでございます。

続いて承認第5号でございます。専決処分の承認を求めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。1枚めくっていただきたいと思っております。専決処分を行いましたのは安芸太田町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてでございます。これは後期高齢者医療制度の被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染するなどの理由により休業する場合において、その間の生活保障として傷病手当金を支給するため、広島県後期高齢者医療広域連合、後期高齢者医療に関する条例の一部改正が行われ、これに関連します条例の改正を行ったものでございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

以上で提出者の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありませんか。1番、大江議員。

○大江厚子議員

承認第4号について、傷病手当金が出る内容についてなんですけど、ここに新型コロナウイルス感染症に感染した場合、あるいは発熱等の症状があり、感染が疑われるときとありますけど、例えば発熱して、でも検査はちょっと待ってくださいと、で数日待って検査してもらって陰性だったというふうな場合はその間、3日、4日目からというのは保障されるんですかね。

○矢立孝彦議長

住民生活課長。

○上手佳也住民生活課長

ご質問いただいた件におきましても対象になり得るものでございます。

○矢立孝彦議長

大江議員。

○大江厚子議員

こういうことに関しては広報とそれから事業所への通達というか、そういうこともしっかり含めて、もれというか、手当の受給ができない人が無いようなという手立てはあるんでしょうか。

○矢立孝彦議長

住民生活課長。

○上手佳也住民生活課長

この度改正をしました内容につきましてはですね、早速、ホームページ、そちらのほうに掲載をさせていただくと共に広報等でもですね、そういったところの内容、こういった制度がございますということですね、周知をいたしまして、対象となられる方がこういった給付を受けていただけるようにご案内をさせて頂きたいというふうに考えております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

大江議員。

○大江厚子議員

すみません。しつこいようなんですけど、本人ももちろんなんですけど、事業所、健康保険とか扱ってなくて、国保でやってる従業員の人がね、事業所ってというのはやっぱりお知らせというか、こういう対象者

がおったら、本人にね、こういう保障がありますいうのをお知らせ下さいというようなことはされない  
んでしょうか。

○矢立孝彦議長

住民生活課長。

○上手佳也住民生活課長

今のところですね、そういった事業所にこういったことで傷病手当金ができましたということをして  
ね、特にご案内させていただく予定は無いのですけれども、まずは、ひとまずはですね、被保険者の方  
にこういった制度があるといったことを周知させていただきたいというふうに考えております。

○矢立孝彦議長

ほかに質疑はありませんか。9番、佐々木美知夫議員。

○佐々木美知夫議員

これは確認なんですがね、先ほど、個人、例えば個人ですよ、それ。仮に、現在安芸太田町では発  
生はしてないんだけど、今後出たとしてよ、そういった事業所とかが多分閉鎖する、休業状態に追い  
込められること考えられるよね、これ事業所に対してはどういう支給がありますか。国保の場合がある  
よね、国保の保険者であって、勤めとるとか、毎日じゃなくてもとか。

○矢立孝彦議長

住民生活課長。

○上手佳也住民生活課長

ご指摘の部分にですね、国民健康保険に加入をされていても事業所のほうにお勤めの方への対応とい  
うことだと思います。そういった部分につきましてもですね、なんらかのお知らせできるような方法を  
ですね、少しちょっと考えてみたいというふうに思います。事業所のほうにもですね、そういった方が  
居られたときにはこういった制度がございますよということがなんらかの形でお伝えできるようなこと  
を少し検討していきたいというふうに考えております。

○矢立孝彦議長

ほかに質疑はありませんか。4番、富永議員。

○富永豊議員

これ内容的には社会保険との違いってというのは手当としては同じような制度。

○矢立孝彦議長

住民生活課長。

○上手佳也住民生活課長

社会保険制度におきましては傷病手当金というのがですね、法定の給付になっております。国民健康  
保険はこの度特例ということで、このコロナウイルスに関連して傷病手当金を改正をさせていただいた  
もので、ベースになっているのは、ご指摘のとおり社会保険のほうの制度のほうを適用しておりますの  
で、同じような内容になってございます。

○矢立孝彦議長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。採決は承認第4号、承認  
第5号を別々に行います。まず承認第4号、専決処分の承認を求めることについて（安芸太田町国民健  
康保険条例の一部改正について）を起立により採決します。承認第4号についてはこれを承認すること  
に賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、承認第4号、専決処分の承認を求めることについて（安芸太田町国民健  
康保険条例の一部改正について）はこれを承認することに決定しました。つぎに承認第5号、専決処分  
の承認を求めることについて（安芸太田町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について）を起立  
により採決します。承認第5号についてはこれを承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって、承認第5号、専決処分の承認を求めることについて（安芸太田町後期高  
齢者医療に関する条例の一部改正について）はこれを承認することに決定しました。

## 日程第6．議案第40号

○矢立孝彦議長

日程第6、議案第40号、令和2年度安芸太田町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。提出者から提案理由の説明を求めます。小島町長職務代理者。

○町長職務代理者小島俊二副町長

議案第40号、令和2年度安芸太田町一般会計補正予算（第2号）についてご説明を申し上げます。今回の一般会計補正予算第2号は、歳入歳出それぞれ6億1,800万3千円の増額を定めるものです。内容につきましては、今回国の特別定額給付金の支給及び支給事務に係る事務費について必要な予算を確保するために補正をお願いするものでございます。予算の詳細について担当課のほうから説明させていただきます。

○矢立孝彦議長

総務課三井主幹。

○三井剛総務課主幹

議案第40号、令和2年度安芸太田町一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。まず第一条の歳入歳出予算の補正でございますが、歳入歳出それぞれ6億1,800万3千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ86億7,852万7千円と定めるものでございます。恐れ入ります1枚めくっていただきます。資料1ページの第1表をご覧くださいませ、今回の補正に対する歳入でございますが、表の上から国庫支出金として国庫補助金6億2,300万3千円ほど計上させていただき、さらには繰入金、具体的には財政調整基金からの繰入金を500万円ほど減額するものでございます。ここでそれについてご説明申し上げますので、恐れ入りますが6ページ、7ページをお開きいただきたいと思います。ここに歳入明細をお示ししてるところでございますけれども、今回の補正が特別定額給付金の給付に要する事業費及び事務費に係るものでございまして、これに係る国庫補助金の国の負担割合が10割ということですので、国庫補助金総額6億2,300万3千円に対し、先の臨時議会の4月補正予算におきまして、この特別定額給付金給付のために電算処理の経費をこの国庫補助金に先んじまして財政調整基金から500万円ほど繰り入れて対応しておりましたので、その500万円を減額するものでございます。恐れ入ります2ページにお戻りいただきたいと思います。そうしたことから今回の補正の歳出でございますが、国庫補助金総額から財政調整基金繰入金の減額分を差し引きまして、総務費の総務管理費として6億1,800万3千円ほど追加補正するものでございます。それでは第一条の歳入歳出予算の補正のうち、歳出の予算の明細につきまして担当課よりご説明申し上げます。よろしく申し上げます。

○矢立孝彦議長

総務課長尾課長

○長尾航治総務課長

それでは歳出の項目、8ページ、9ページをご覧ください。2款総務費の中にですね、特別定額給付金給付事業という事業を設けました。この内負担金補助及び交付金といたしまして、6億850万円、こちらが住民さん一人当たりに対して10万円を支給する金額でございます。したがって、これは4月27日現在の住民基本台帳を基にしておりますが、6,085人分を対象とした交付金事業でございます。上段になります、報酬、職員手当等、旅費に関しましては臨時職員の人件費、また職員の時間外等でございます。需用費に関しましては、コピー用紙や封筒、印刷経費でございます。役務費に関しましては、今回の手続きに伴います郵送料を計上させていただきました。使用料及び賃借料は、コピー機のリース賃借料でございます。説明は以上でございます。

○矢立孝彦議長

以上で提出者の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありますか。5番、末田議員。

○末田健治議員

この基準日、4月27日については全国統一基準日ですか。

○矢立孝彦議長

総務課長

○長尾航治総務課長

お見込みのとおり全国基準日といたしております。これは国が定める要綱にしたがってこの交付金事

業を行っていくものでございます。以上でございます。

○矢立孝彦議長

末田議員。

○末田健治議員

当然基準日を中心にして、転入、転出というものがあると思いますが、そのへんに際どい方について、通知がなかったとかですね、もれたりとかいうふうなことが発生してはいけないんですが、そのへんの対応についてはどのようなお考えですか。

○矢立孝彦議長

総務課長

○長尾航治総務課長

4月27日の住民基本台帳、これ異動のことも含めてですね、住民生活課、それから支所等も連携をしまして、この4月27日の住基台帳の基準を押さえておりますので、今懸念されたようなことにつきましては無いというふうに思っております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

ほかに質疑はありませんか。1番、大江議員。

○大江厚子議員

一つは運用に、やはりついてなんですけど、よくDVとかね、住民票はそこに置いたまま、DVを受ける側がよそへ転出してるとかいう場合、ニュースに見るんですけど、この町ではそういった把握をされてるのか、把握しても無かったということがあるのかということが1点と。それからもう一つちょっと私の理解不足なんですけど、500万を前回の臨時議会のときに、電算処理のためにというふうに言われてましたが、それも含めて今回国からの補助金が出たと思うんですが、その500万の用途については今回の総務費の諸費の中のどの部分にあたるのでしょうか、その2つをお願いします。

○矢立孝彦議長

総務課長

○長尾航治総務課長

2点ほどご質問いただきました。まずDV等の対応でございますけれども、これもですね、国が要綱で定めた部分でしっかりと明記をされております。本町におきましては、この調査、まず町内に該当者が居るかどうかといったところを所管課と連携をしながら確認をいたしております。またですね、これは都道府県を越えた避難というようなことも可能性としてございましたので、その調査調整に関しましては県レベルで行っているところでございます。結論から申し上げますと、本町に関しましては、このDVにあたるものについては対象が無かったというふうな状況でございます。もう1点の500万円の用途ということでございます。今回ですね、この諸費の中ではなく、前回歳出の項目で500万、これは電算費に計上させていただいております。システム、住民基本台帳とですね、打ち出しの関係、それからまた会計のシステムとのリンク等々のシステムを組むための経費ということで、前回の臨時議会であげさせていただいたものの財源の振り替えというふうに思っていただけだと思います。以上でございます。

○矢立孝彦議長

ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第40号、令和2年度安芸太田町一般会計補正予算(第2号)を起立により採決します。議案第40号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

起立総員です。したがって議案第40号、令和2年度安芸太田町一般会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決しました。

---

日程第7. 議案第41号



○矢立孝彦議長

日程第7、議案第41号、令和2年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。提出者から提案理由の説明を求めます。小島町長職務代理者。

○町長職務代理者小島俊二副町長

議案第41号、令和2年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。今回の国保会計の補正予算第1号は、歳入歳出それぞれ133万4千円の増額を定めるものでございます。内容につきましては傷病手当金の支給に関する事業費を新たに追加するものでございます。以上でございます。詳細につきましては担当課のほうから説明します。

○矢立孝彦議長

住民生活課長。

○上手佳也住民生活課長

議案第41号、令和2年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明をさせていただきます。この度の補正は歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ133万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億924万8千円と定めるものでございます。明細書の8ページ、9ページをご覧ください。この補正は先ほどの承認第4号にかかるものでございます。傷病手当金支給事業としまして133万4千円の補正をお願いするものでございます。財源につきましては、国庫補助金を財源とします県からの保険給付費等交付金、こちらのほうを充当しております。以上でございます。

○矢立孝彦議長

以上で提出者の説明を終わります。これから質疑を行います。質疑はありますか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論はありますか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから採決を行います。議案第41号、令和2年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を起立により採決します。議案第41号については原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

起立総員です。したがって議案第41号、令和2年度安芸太田町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり可決しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。これで会議を閉じ、令和2年第5回安芸太田町議会臨時会を閉会します。

○河野茂議会事務局長

ご起立願います。一同互礼。

午前10時43分閉会

---